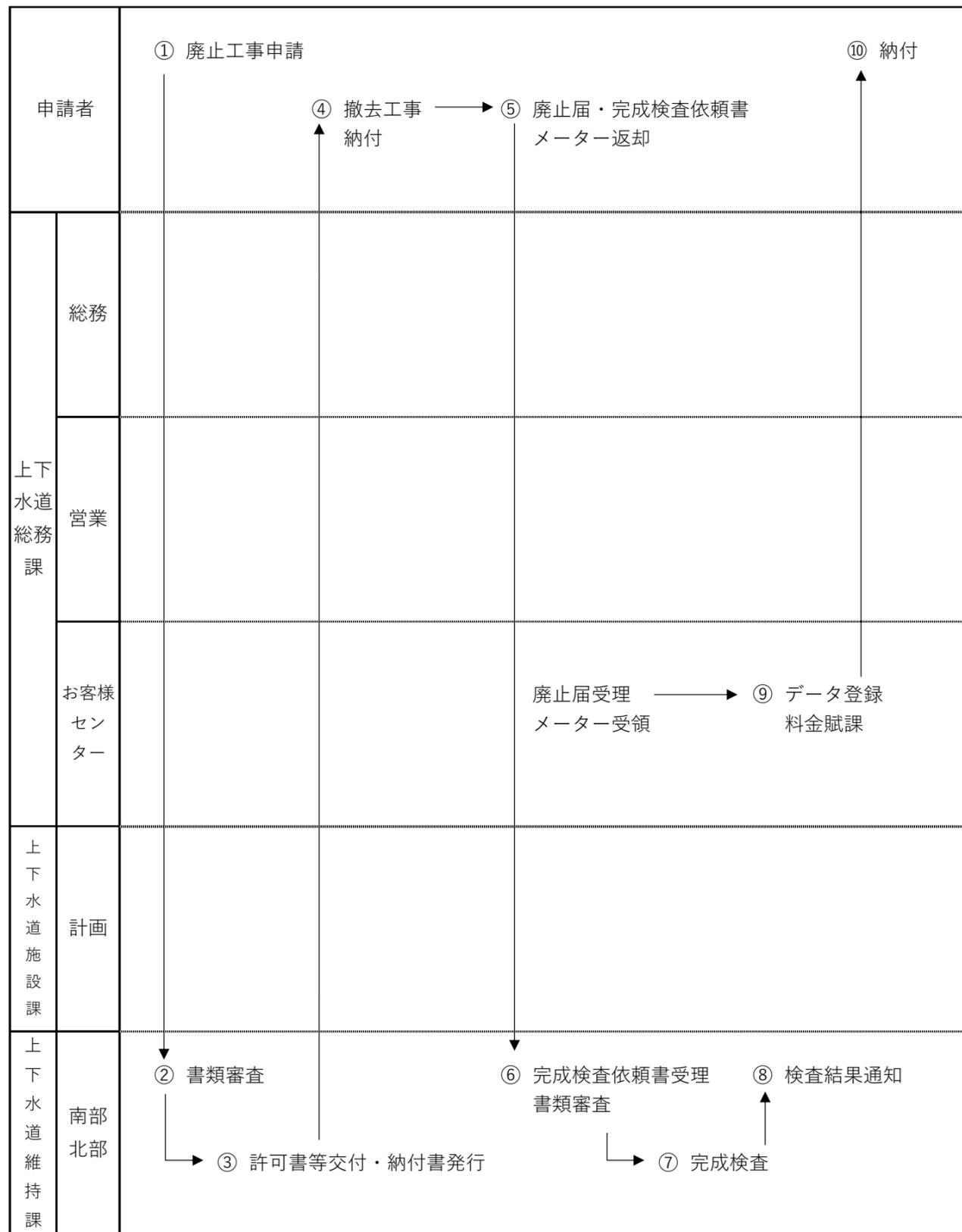


事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 給水装置使用廃止の届出

根拠法令： 北杜市水道事業給水条例、北杜市水道事業給水条例施行規程



項番	項目	説明
①	廃止工事申請	今後、その場所に住む予定がなく、水道を使用することがない場合は、「給水装置工事撤去申込書」を提出してください。 ※再度使用する場合は、加入金、工事費、検査料等が必要となりますので、ご注意ください。
②	書類審査	提出された届出書類の内容について審査を行います。
③	許可書等交付 納付書発行	「北杜市給水廃止許可書、給水装置工事着手通知書」を交付します。 「設計審査・完成検査手数料」の納付書発行します。 許可書及び納付書は郵送で送付します。
④	撤去工事 納付	給水管の切断並びにメーターボックスの撤去工事を行っていただきます。 なお、撤去工事費は個人負担となります。 また、送付された納付書にて「設計審査・完成検査手数料」を納付してください。
⑤	廃止届 完成検査依頼書 メーター返却	撤去工事完了後、以下の書類等を各窓口へ提出してください。 (上下水道維持課) 給水装置工事完成検査依頼書 (お客様センター) 給水装置使用廃止届・水道メーター
⑥	書類審査	提出された書類の内容や添付書類の確認を行い、不備等がなければ受理いたします。
⑦	完成検査	給水装置廃止に係る完成検査を実施します。
⑧	検査結果通知	完成検査後、「給水装置工事検査結果通知書」を申請者に通知します。
⑨	データ登録 料金賦課	端末機で受付処理を行い、お客様の情報をデータベースに登録します。 廃止日及び返却されたメーターの使用水量に基づき、料金を算定し、納入通知書を発行します。
⑩	納付	送付された納入通知書により、使用廃止日までの料金を納付してください。 口座振り替えのお客様は、口座振り替え日に引き落としします。